

内 部 通 報 規 程

NPO法人こすもす村

2023年12月15日 制 定

(目的)

第1条 この規程は、従業員等から組織的または個人的な法令違反・会社規則違反等に関する相談または通報（以下「通報等」という。）に対する適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もってコンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

(内部通報窓口)

第2条 当法人は、法令および諸規程で禁止されている行為が行われている場合、またはその疑いがある場合、その情報を所定の相談窓口へ直接提供することができる内部通報制度を構築し、その窓口を管理部に設けることとする。

2. 前項の他、外部の窓口として次の窓口を設けることとする。

設置窓口：つぎむら司法書士事務所

E-mail: tsugimura@upp.or.jp(所長司法書士宛)

担当司法書士：次村 憲二

第3条 通報および相談窓口の利用方法は、電子メール・書面とする。

2. 通報等は、匿名でもすることができる。

(調査)

第4条 通報された事項に関する事実関係の調査は管理部の最高責任者並びに監事が協同して行う。

2. 管理部の最高責任者は、調査する内容により、関連する部署のメンバーからなる調査チームを設置することができる。

(協力義務)

第5条 各部署は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査チームに協力しなければならない。

(是正措置)

第6条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、当法人は速やかに是正措置および再発防止措置を講じなければならない。

(懲戒処分)

第7条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、法人は当該行為に関与した者に対して、就業規則に基づいて処分することができる。

(通報の義務)

第8条 法令および諸規程で禁止されている行為が行われている場合、またはその疑いがある場合、従業員等は速やかに前条の内部通報窓口へ通報・相談しなければならない。

(報復行為の禁止)

第9条 内部通報制度を利用し当NPO法人に通報等をした従業員等に対し、通報等をしたことをもって不利益を課すような行為（以下「報復行為」という。）をしてはならない。

(報復行為の通報)

第10条 前条に関わらず、通報者が他の従業員等から報復行為を受けた場合、報復行為を行った者に対して、就業規則に基づいて処分することができる。

(秘密保持)

第11条 当法人の従業員及び役員は、本規程に定める場合のほか、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を開示してはならず、当該情報について秘密を保持しなければならない。

2. 当法人の従業員及び役員は、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を目的外に使用してはならない。

付 則

1. この規程の改廃は、理事会の決議による。
2. この規程は、2024年1月1日から施行する。